

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令案要

綱

一 特定産業廃棄物処分業者の要件は、次のいずれかに該当することとする。

1 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下同じ。）を行つた産業廃棄物の数量が一万トン以上であること。

2 当該年度の前年度において処分を行つたプラスチック類の数量が千五百トン以上であること。

（本則関係）

（附則関係）

二 この政令は、令和七年二月一日から施行すること。